

[illegible]

[illegible]

平成29年度改訂

290401

アスベスト含有建材除去等工事特記仕様書

Ⅰ 工 事 概 要

1. 工事名称
今元小学校外壁改修工事

2. 工事場所
行橋市大字元永687番地

3. 工事概要
外壁改修のモルタル除去に伴う既存アスベスト含有仕上材の除去

4. 別途工事
外壁改修

5. その他

Ⅱ アスベスト含有建材除去等工事仕様

1. 標準仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」及び同上監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」による。

2. 特記仕様
1）項目は番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は 印のついたものを適用する。
印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
印と 印のついた場合は、共に適用する。

3. 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事共通仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。当該表を示す。

4. 形状寸法の単位は特記なきがぎり、ミリメートルとする。

章

項 目

特 記 事 項

① 一般事項

(a) 適用範囲
アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等（アスベストを含有する保温材、耐火断熱材をいう。）及びアスベスト含有成形板の処理工事に適用する。

(b) 基本要求品質
アスベスト含有建材は、安全にかつ完全に除去すること。

(c) 法令等の遵守
関係法令、都道府県の条例等遵守すること。

(d) 仕上り工事
アスベスト含有建材除去後の機能回復のための仕上り工事については、下記による。

※ 図示による（ ）

② 適用基準等

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・建築改修工事監理指針
・建築工事安全施工技術指針
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・建設副産物適正処理推進要綱
・建設廃棄物処理指針
・解体工事安全施工指針
・石綿粉じんへのばく露防止マニュアル
・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
・石綿障害予防規則
・特定化学物質等障害予防規則
・労働安全衛生法

国土交通省
国土交通省
国土交通省
国土交通省
厚生労働省生活衛生局
建設業労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
環境省大気保全局
厚生労働省労働基準局
厚生労働省労働基準局
厚生労働省労働基準局

③ 質疑に対する協議

工事施工について質疑があるときは、監督員と協議することとする。
なお、除去処理工事に際し、本仕様書に記載なき事項が生じた場合は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成17年8月）及び「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（日本建築センター）・「公共建築改修工事標準仕様書」（平成19年度版、建築保全センター）に照ること。

④ 図書関係優先位

すべての設計図書は、相互に補充するものとする。（1.1.1）
ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（1）から（4）の順番の順番のとおりとする。
（1）現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書
（2）特記仕様書
（3）図面
（4）公共建築工事標準仕様書（以下「標準」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（以下「改修標準」という。）

⑤ 施工中の安全確保及び環境保全

建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。（1.3.7）

環境 へ の 配 慮 に つ い て

「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。
指定品目、判断基準は「平成21年度福岡県環境物品等調達方針」によること。

排 出 ガ ス 対 策 型 建 設 機 械

「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。
（対象機種：バックホウ、ブルドーザ、トラクタショベル（車輪式）、空気圧縮機（可動式）、油圧ユニット（油圧ノブ・アーム・油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機・アーム・オムニ・掘削機・引・コールド・ドリル・アーム・地下連続掘削機・全回転エンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ホイールクレーン、発電発電機（可動式（溶接機用機を含む））組、以上はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上200kW以下）を搭載したものに限る。）

⑥ 過積載の防止

ダンプトラック等による工事用資材等車の過積積載を行わないこと。また、積の設置等又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場に出入りさせないこと。

⑦ 原形復旧

工事に際し、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合、または障害物等を移設・切りまわしを行った場合は、原形に復元する。

⑧ 工事写真等

箇所及び方法については、監督員の指示による。

区分

分類

規格

部数

原版の大きさ

備 考

※着工前

※カラー
・モノクロ

※サービス版
・

※1部

24×36以上

※監督員の承諾する
撮影者

※施工中

※カラー
・モノクロ
・ビデオ

※サービス版
・

※1部

24×37以上

※監督員の承諾する
撮影者
特に地下構造物
撤去部分

※完成時

※カラー
・モノクロ

※サービス版
・

※1部

24×36以上

※監督員の承諾する
専門業者

⑨ 完成図

種類及び記入内容
※「標準」表1.8.1による（ ）

（1.8.1）

⑩ 工事実績情報
の登録
（工事カルテ）

請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、建築都市管理課契約確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを建築都市管理課契約係に提出しなければならない。

ただし、工事請負額が500万円以上2,500万円未満の工事については、発注・訂正時のみの登録で、変更・完成時に登録は行わない。（1.1.4）

問い合わせ先 81202-0016 福岡市博多区博多駅南1-311博多駅南ビル8階
（財）日本建設情報総合センター九州地方センター
TEL 092-411-3473 FAX 092-411-3486

⑪ 保全に関する資料

「共仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。
建設大臣官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」（（財）建築業提出部数 ※1部（ ）部（1.1.3）

12. 図面ファイリングシステムの登録

請負者は、完成時に完成図を県の指定する図面ファイリングシステムの記録方式及び記録媒体に登録して提出する。
提出部数 ※1部（ ）部

⑬ 竣工後の調査

竣工後（※2・1）年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。

1. 監督員事務所

※設ける（ ）m程度 ○設けない（2.3.1）
備品については監督員の指示による。

② 工事用水

構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・ 無償） ※利用できない

③ 工事用電力

構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・ 無償） ※利用できない

④ 総合仮設計画書

※要する ・ 要しない

⑤ 工事車両の出入口

工事用車両の出入口では、一般通行入及び一般車両の安全確保に努めること。
交通誘導員 ※ 配置する（ 名以上）○配置しない

1. アスベストの調査

・アスベスト含有吹付け材の有無
・アスベスト含有保温材の有無
・アスベスト含有成形板の有無
・（ ）

② 工事説明会

近隣への工事説明会 ・ 行う ○行わない

③ 発生材の処理

建設副産物の処理について

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。
また、施工区分に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所（他業者の分別したものを含む）を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。

指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの）

その他の副産物

・がれき類
（コンクリート塊）
・ガラス、陶磁器くず
（アスファルト塊）
・木くず
・建設発生土
・汚泥

特定管理産業廃棄物
※炭石綿等
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」及び、
「石綿障害予防規則（平成17年1月1日施行）」に従い、収集、運搬、処分を行う。
※参考受入場所は現場説明書による

④ 近隣対策

工事に伴う現場周辺からの苦情については、請負業者が誠意を持ってこれに対処し、その内容を文書にて監督員に報告を行うこと。

⑤ 障害物対策

工事に伴って、障害となるすべての物を撤去・移動もしくは保護措置を行う場合は、監督員の承諾を受けること。

⑥ 施工計画書

※要する ・ 要しない（施設管理者と施設行事等の調整の上施工計画書を作成の事）

7. 各種届出等

各種許可申請及び届出

許可申請・届出等

提 出 先

提出者

・特定建設作業実施届 県市町村 工事請負者
・労働基準法に関する各種届出 労働基準監督署 工事請負者
・労働安全衛生法に関する各種届 労働基準監督署 工事請負者

① 作業記録

工事施工者は、下記の通り作業の記録等を保存すること。
ア. 石綿障害予防規則に基づく「作業の記録」は、次の内容を記録し、40年間保管すること。
・作業者の氏名
・発生した作業の概要及び当該作業に従事した期間
・アスベストにより、著しく汚染された事態が生じたときは、その概要及び工事請負者が講じた応急処置の概要
イ. 石綿障害予防規則に基づく「特殊健康診断の記録」は40年間保管すること。
ウ. じん肺法に基づく、じん肺健康診断を実施した場合は、その記録を保存すること。
エ. 塵い入れ時等にアスベストに関する教育を行い、その記録を保存すること。

現場代理人とは、工事請負規約書に規定する現場代理人という。

② 作業管理者

石綿作業主任者の資格を有する作業管理者とする。

③ 除去処理事業管理者の選任

工事請負者は、除去作業管理者を選任し、除去工事現場に常駐させること。
除去作業管理者は、除去作業全般を統括すること。

④ 除去処理事業従事者の資格

除去作業従事者は、下記のあげる事前教育及び健康診断を受けた者で工事請負者の発行する作業手帳を有し、除去作業管理者の指示を受け作業を行うこと。

科 目

期 間

時 間

石綿等の有害性

石綿の性状、石綿による疾病の発症及び症状

0.5時間

石綿等の使用状況

石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法

1時間

発散等の粉じんの発生を抑制するための処置

建築物又は工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法
作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発生を抑制する為の処置についての必要な事項

1時間

保護器具の使用状況

保護具の種類、性能、使用方法及び注意事項

1時間

その他石綿等ばく露の防止に關し必要な事項

労働安全衛生法（昭和47年法律57号）、労働安全衛生法施工令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令32号）及び石綿障害予防規則との関係事項、石綿等による健康障害を防止するため当該関係事項、石綿等による健康障害を防止するため当該業務に付いて必要な事項

1時間

⑤ 安全対策及び協議

除去作業に従事する作業者は事前に、一般健康診断（石綿を取り扱う場合は6ヶ月ごと）・じん肺健康診断・アスベストに関する特化則による健康診断の実施については、下記の記載の場合は除くことができる。
ア. じん肺健康診断
・除去処理事業に従事する期間において、3年以内に診断を実施した者とする。
イ. 石綿障害予防規則による健康診断
・除去処理事業に従事する期間において、6ヶ月ごとに診断を実施した者とする。

安全衛生に関する管理者は、現場代理人が選任者になり、関係法令等に従ってこれを行う。また施工に先立って工期・工事方法及び安全のための工事禁止区域の設定等について当該施設関係者、監督員と十分に協議し施工計画に盛り込むこと。

施工の確認及び報告
（1）アスベスト管理地区を設定し、養生が完了した段階。
（2）アスベスト含有吹付け材の除去作業が完了した段階。
（3）アスベスト粉じん濃度の測定整備が完了した段階。
（4）内部足場を取り外す前の段階。
（5）その他監督員により指示のあった時。

アスベスト粉じん濃度の測定
（1）工事請負者は、除去処理事業の工事着手前、工事中及び除去完了後の作業所内周辺環境及び監督員が指示する箇所において空気中のアスベスト濃度測定を行うこと。
（2）測定方法はJIS K 3850-1（空気中の繊維状粒子測定方法-第一部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）による。
（3）測定は、厚生労働省・都道府県基準局に登録されている作業測定機関又は、これと同等の技術を有するものに委託し、その測定機関が証明する測定結果を監督員に提出する。

⑥ 濃度の測定

1. 施工調査等

施工調査等は、特記による。特記がなければ、次による。
（i）処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査等を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
① アスベスト含有吹付け材使用部位の確認
② アスベスト含有吹付け材層の厚さの確認
③ 施工範囲と工事管理区分の確認
④ 更施設等の仮設計画
⑤ 廃棄物などの搬出方法
（ii）アスベスト粉じん濃度測定
① アスベスト粉じん濃度測定は、特記がなければ、表9.1.9による。
測定時期 位置 箇所
作業開始前 ・ 図示による ・ （ ）
作業中 ・ 図示による ・ （ ）
作業終了 ・ 図示による ・ （ ）
表9.1.9の他に上記の位置を測定とする。
② 処理作業後の測定は、負圧・除じん装置で、粉じんを十分に吸着し過したか又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、噴霧した粉じん飛散抑制剤が定着したと思われる時期において実施する。
③ アスベスト粉じん濃度の測定方法は、JIS K 3850-1による。
④ 次の項目について記録し報告する。
ア. アスベスト含有建材の種類
イ. 測定点の位置
ロ. 測定日時、天候、気流
エ. 試料採取条件
オ. 標本作成方法
カ. 使用顕微鏡の種類（開口数を含む）
キ. 計数条件（HSEテストスライドの読取グループ番号を含む）
ク. 繊維総数
ケ. 定量限界
⑤ 報告書は、（※5 ・ 部）作成し監督職員に提出する。
⑥ 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
表9.1.9 測定点の取り方

⑦ 施工計画

（1）施工業者
施工業者は、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。
（2）作業管理者
石綿作業主任者の資格を有する作業管理者を選任し管理させる。
（3）特別管理産業廃棄物管理責任者
排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。
（i）着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
（ii）施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容（部別別の状況及び方法）
オ. その他
② 管理組織（工事管理者、石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者等）
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、機器類、材料及び調査

備考

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

承認

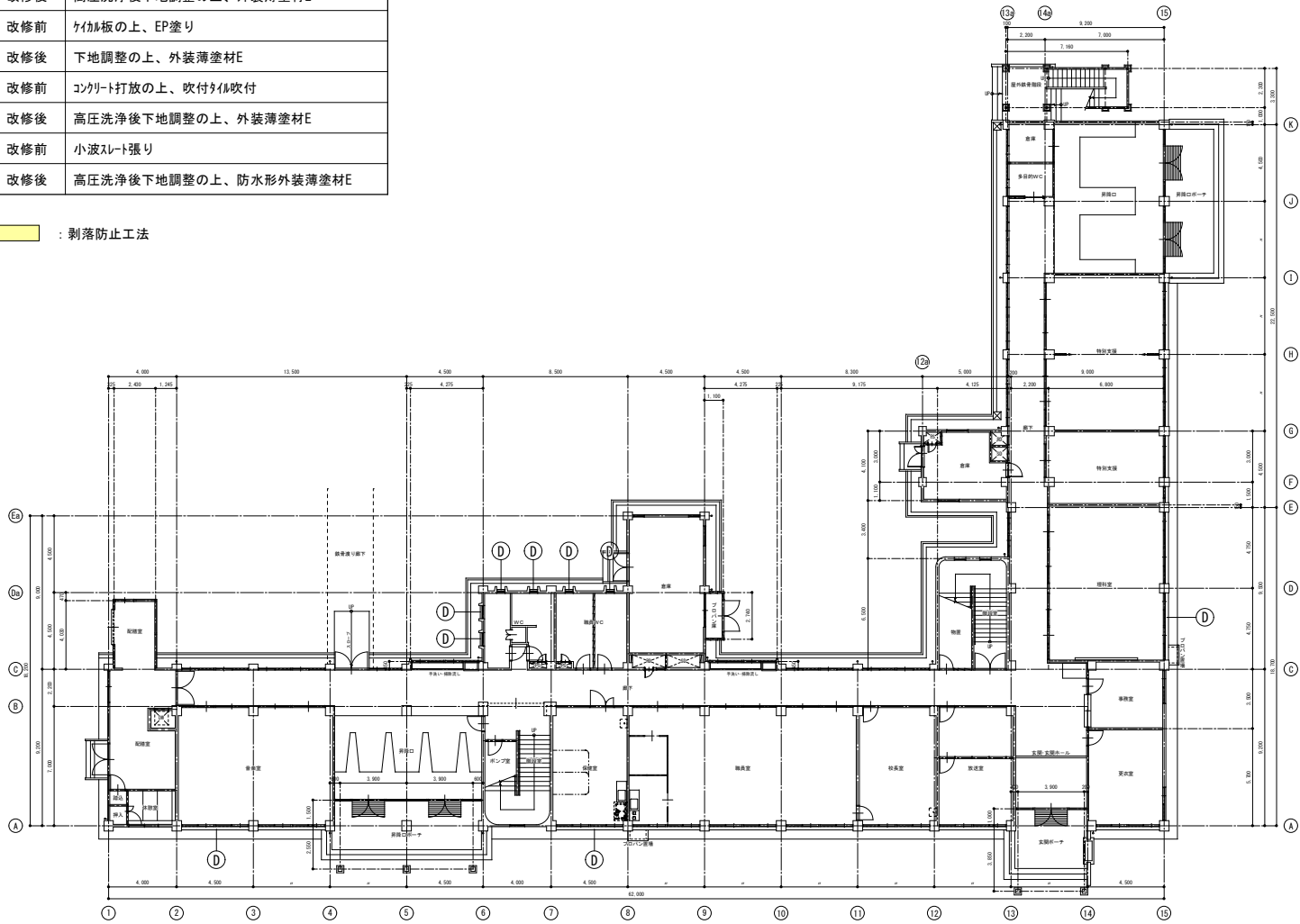
承認

承認

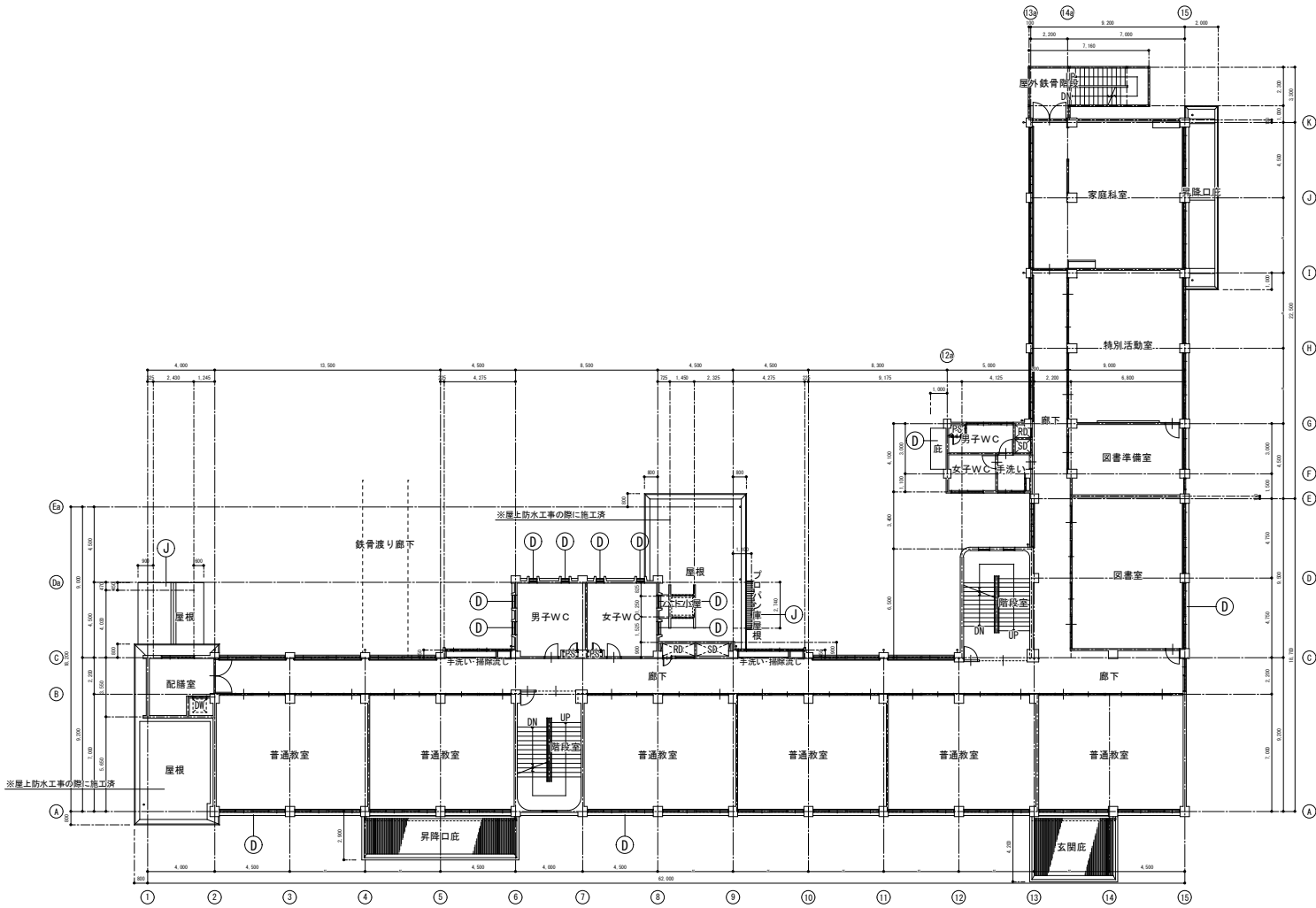
<

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻土刷毛引の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻土刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：カラーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦樋：カラーVPφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	珪藻土板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スレート張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

: 剥落防止工法



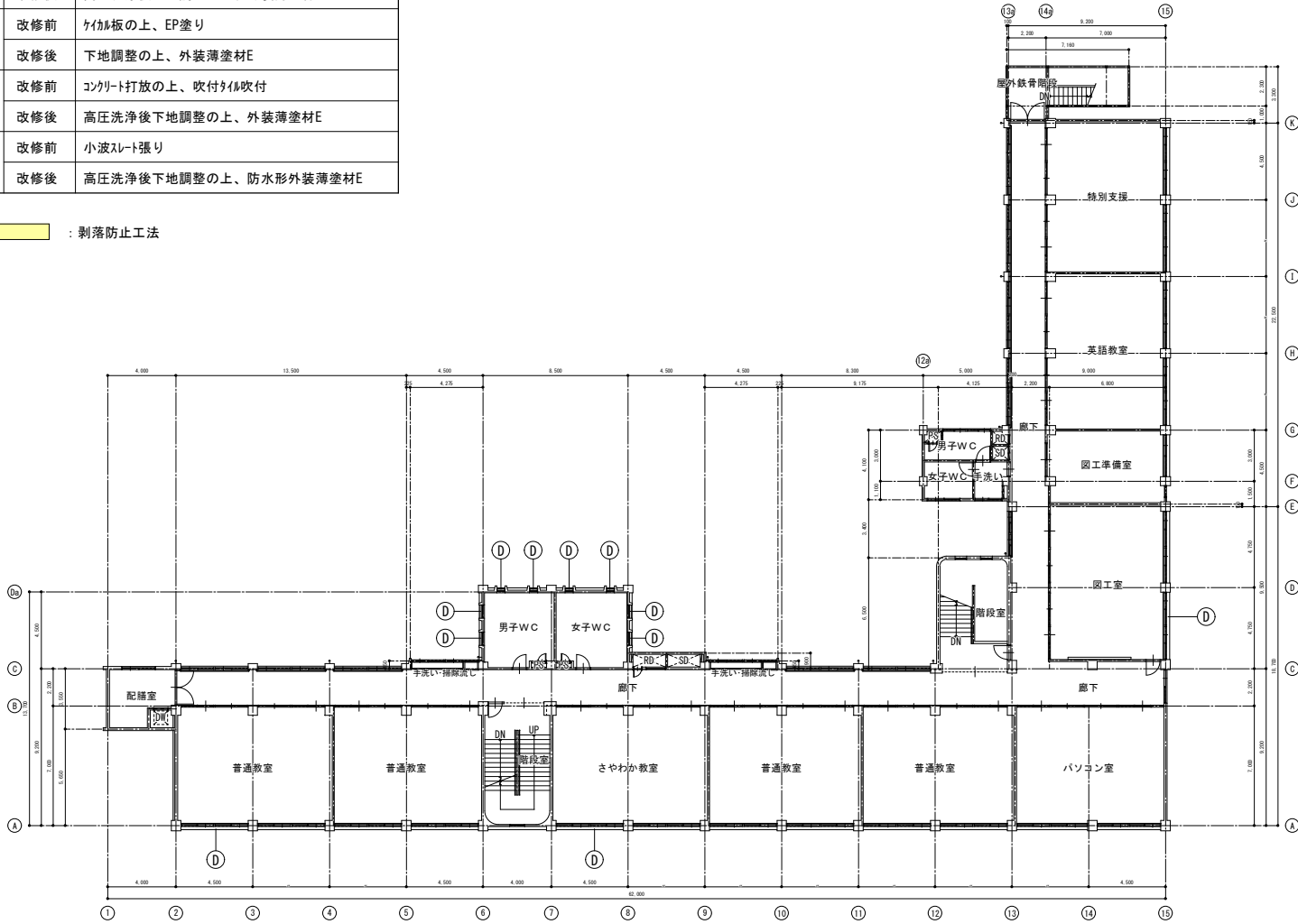
1階平面図



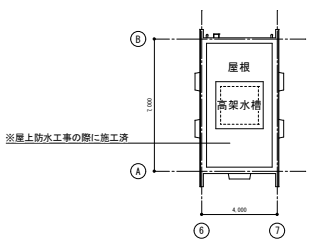
2階平面図

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻土刷毛引の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻土刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：カラーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦樋：カラーVPφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	珪藻土板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スレート張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

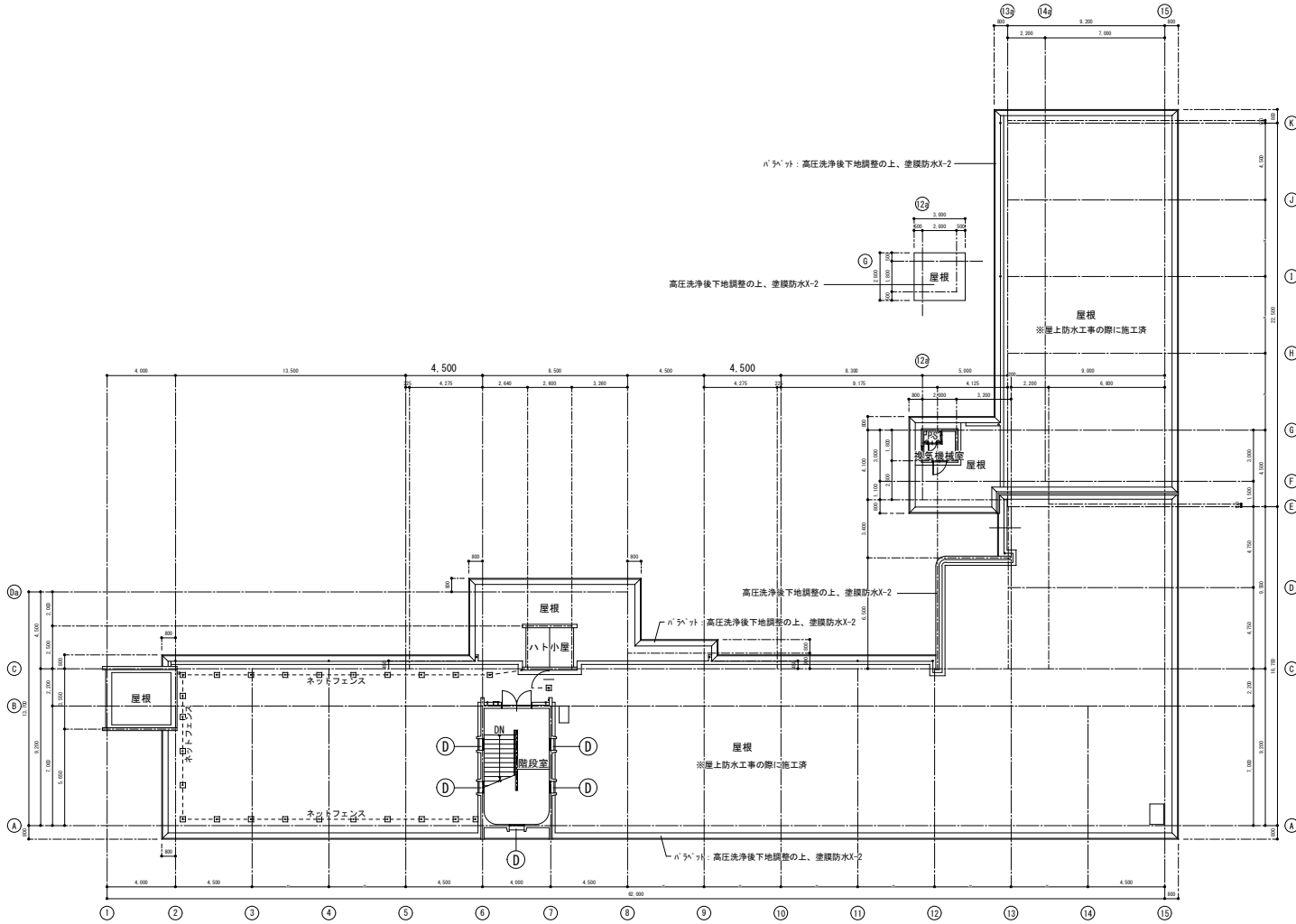
: 剥落防止工法



3 階平面図



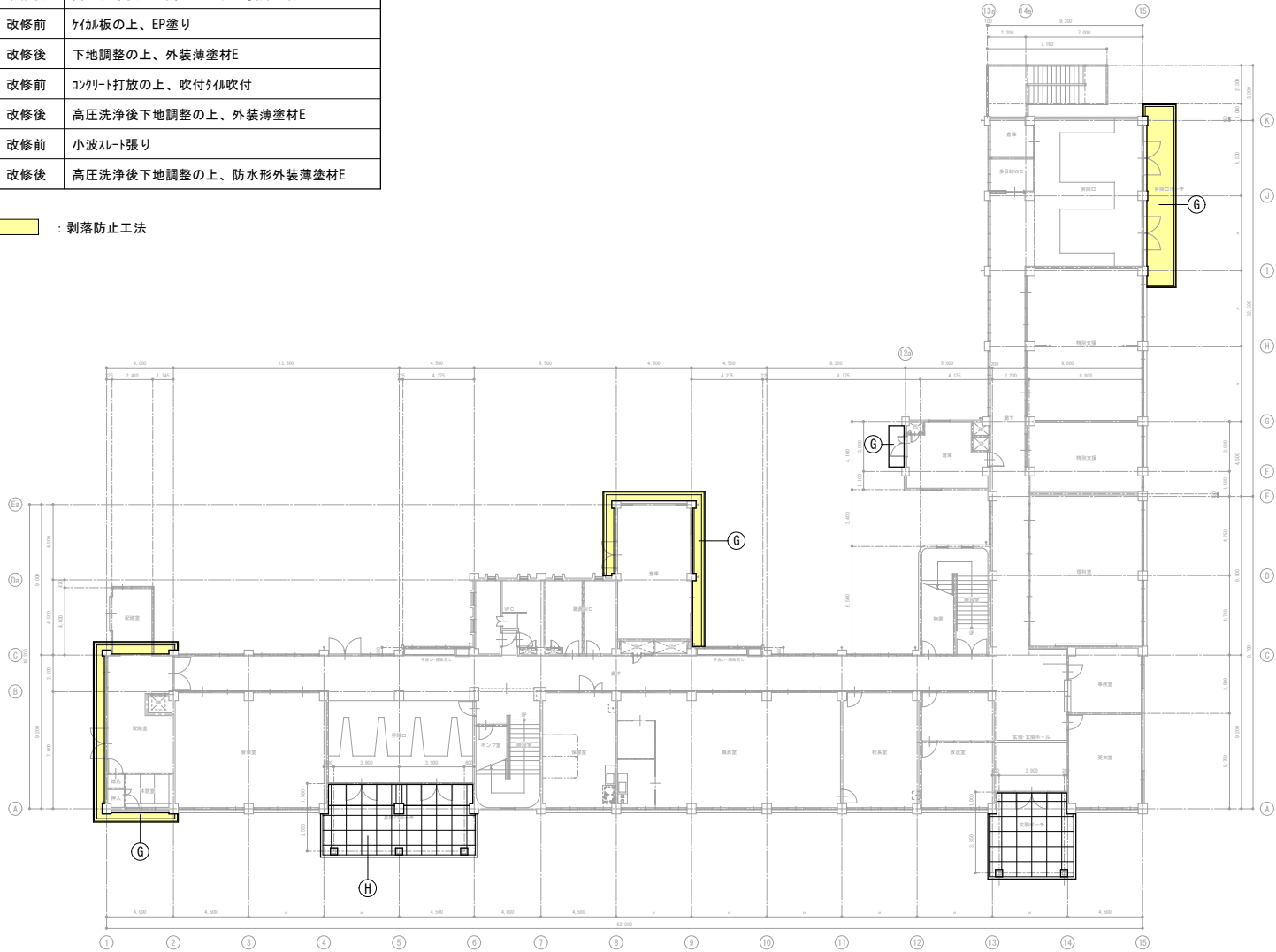
PHR階平面図



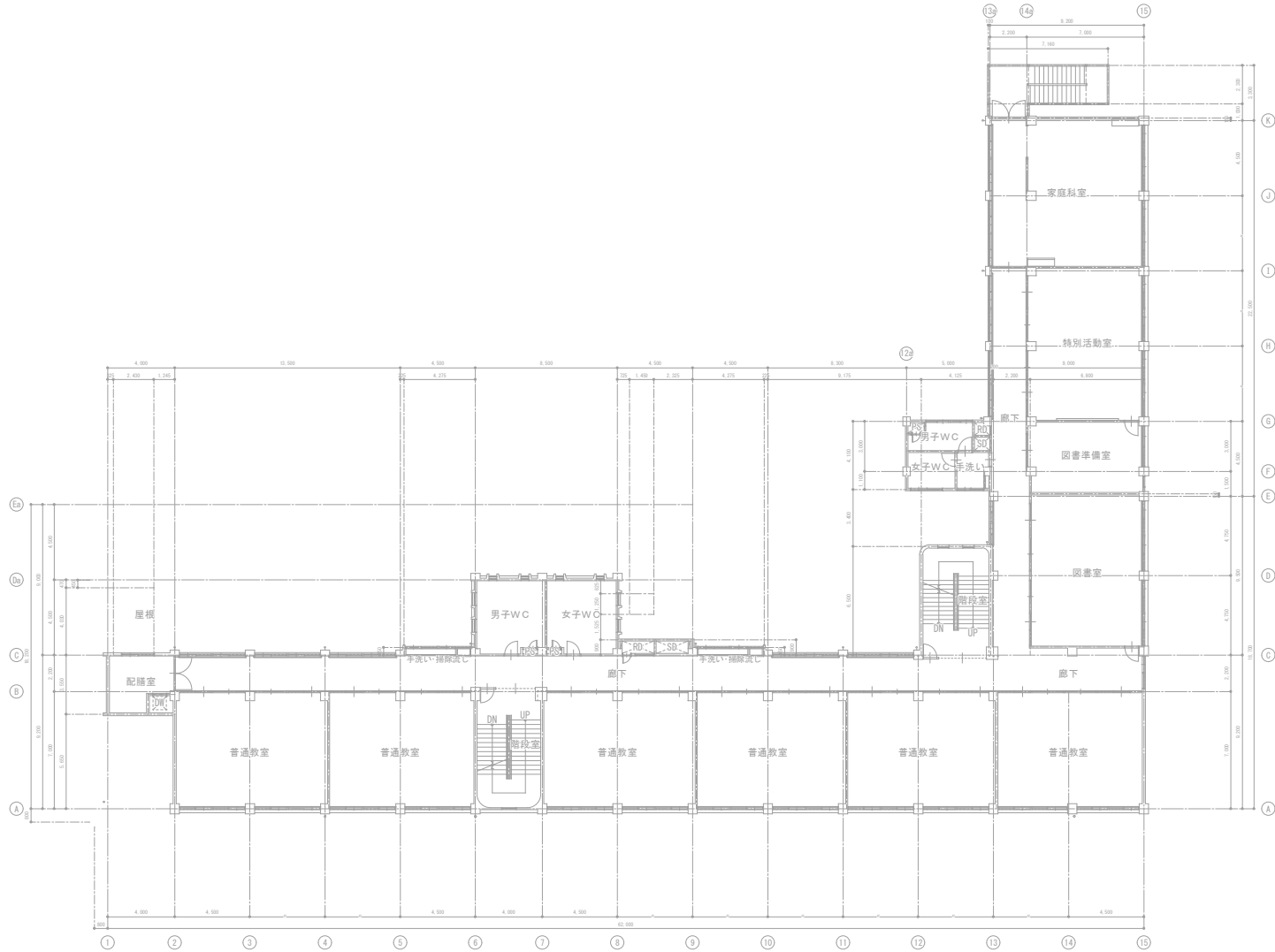
R 階平面図

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻土刷毛引の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻土刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：カラーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦樋：カラーVPφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	珪藻土板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スレート張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

 : 剥落防止工法



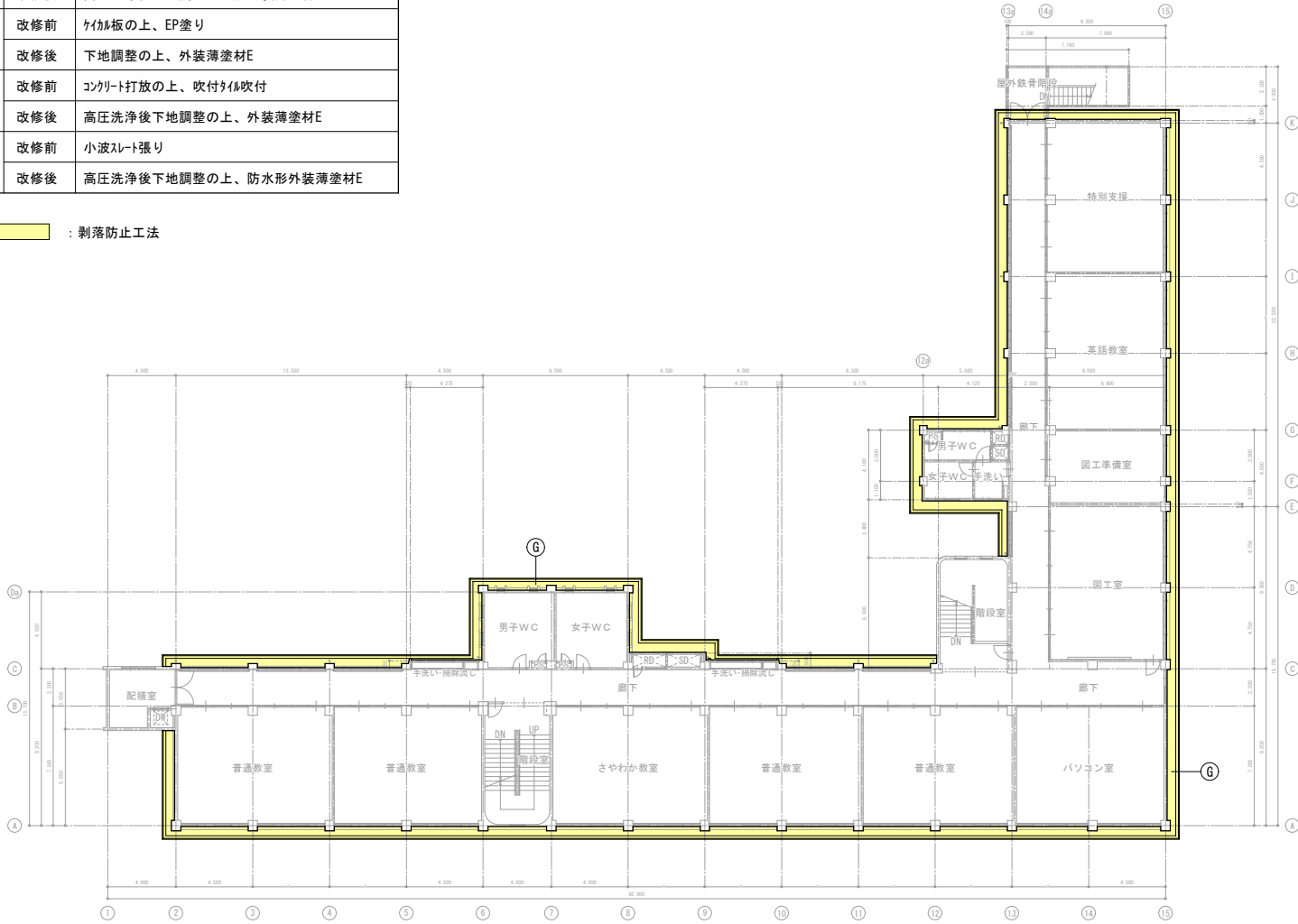
1階天伏図



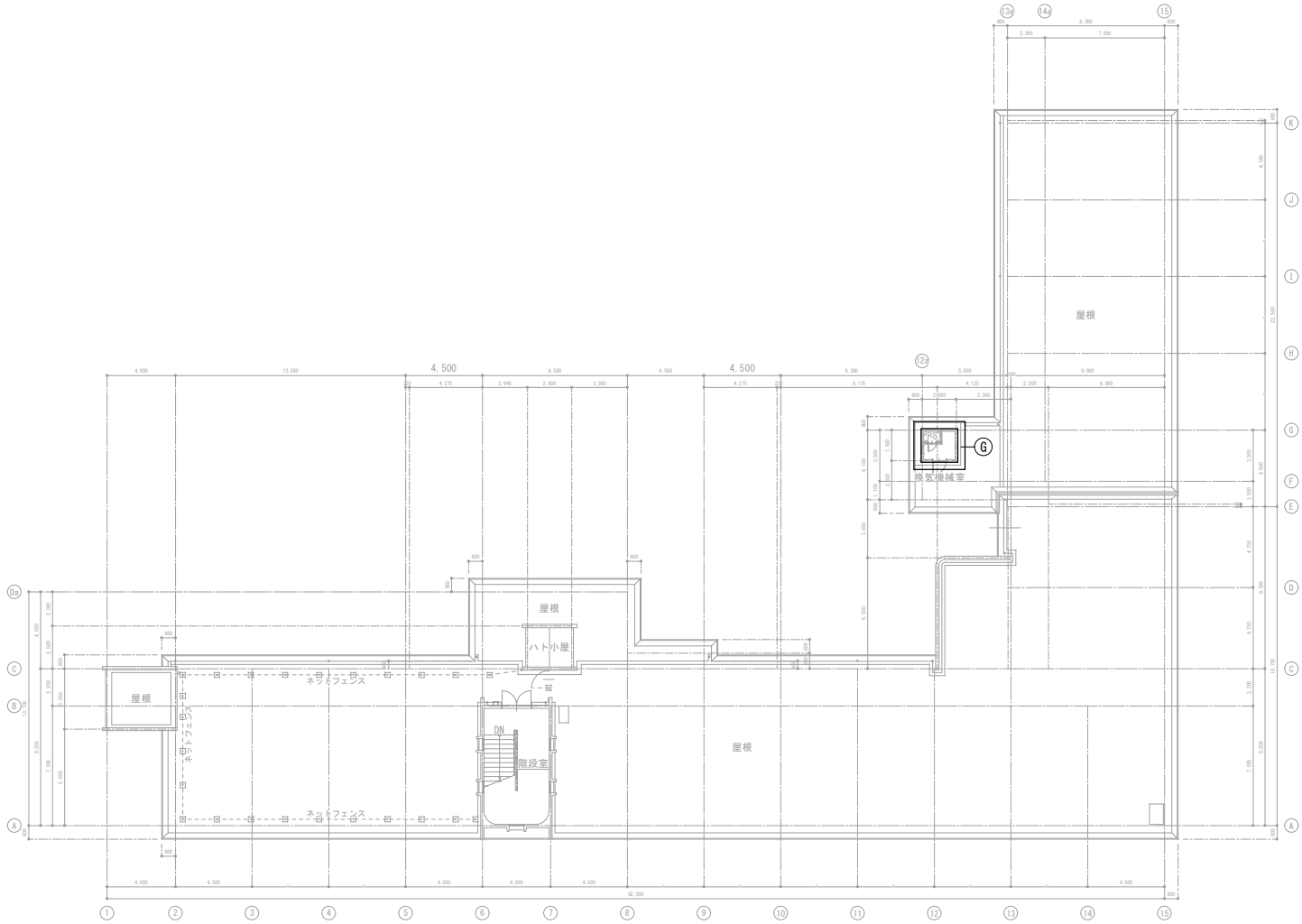
2階天伏図

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻土刷毛引の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻土刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：カラーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦樋：カラーVPφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	珪藻土板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スレート張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

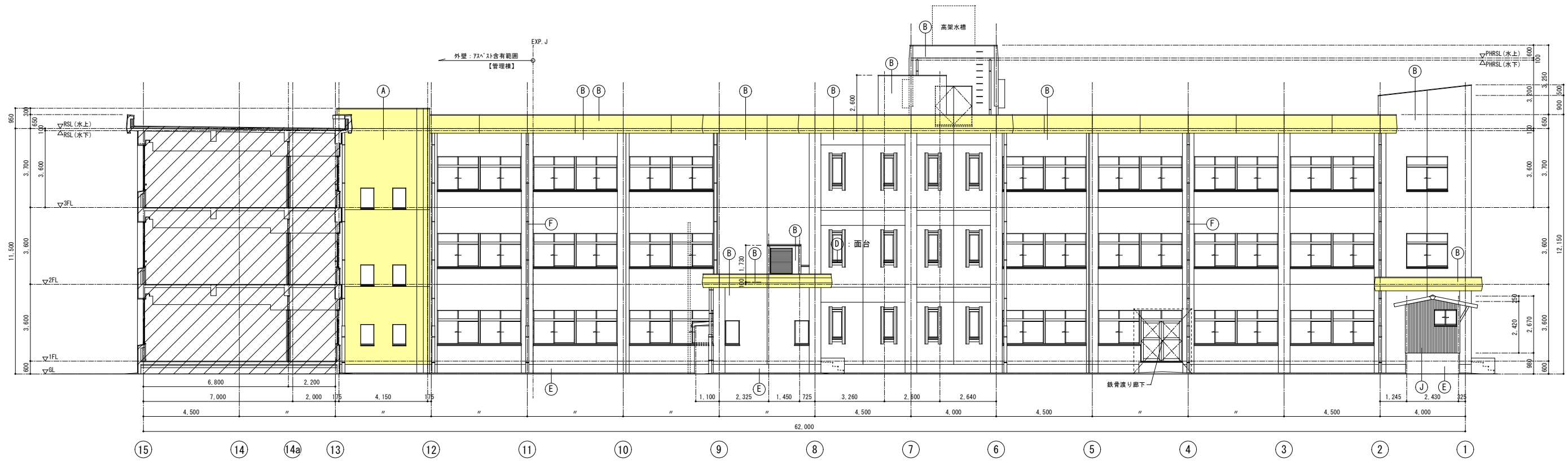
: 剥落防止工法



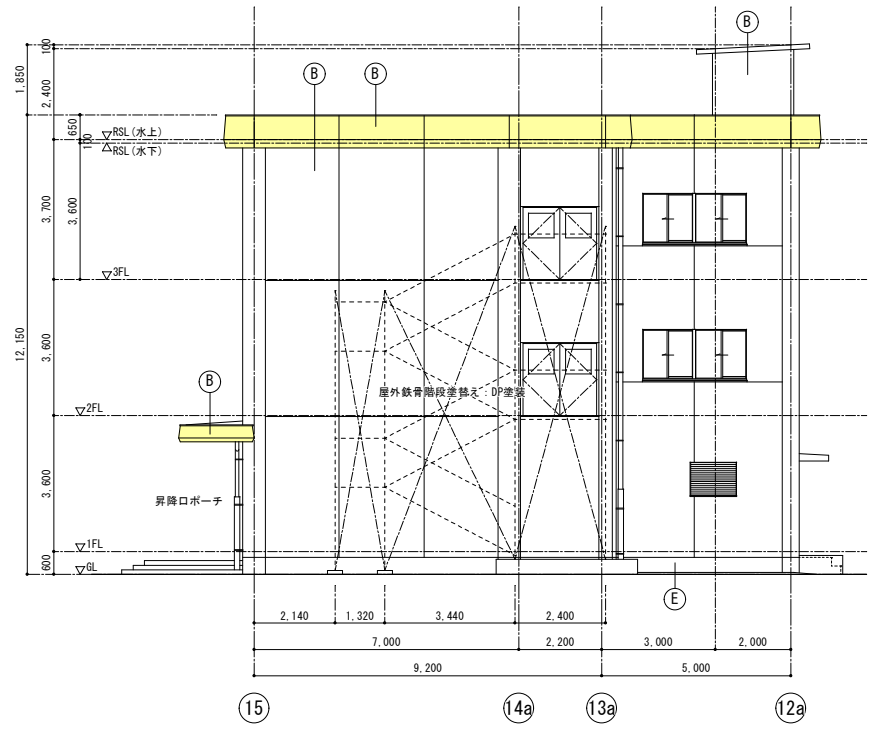
3階平面図



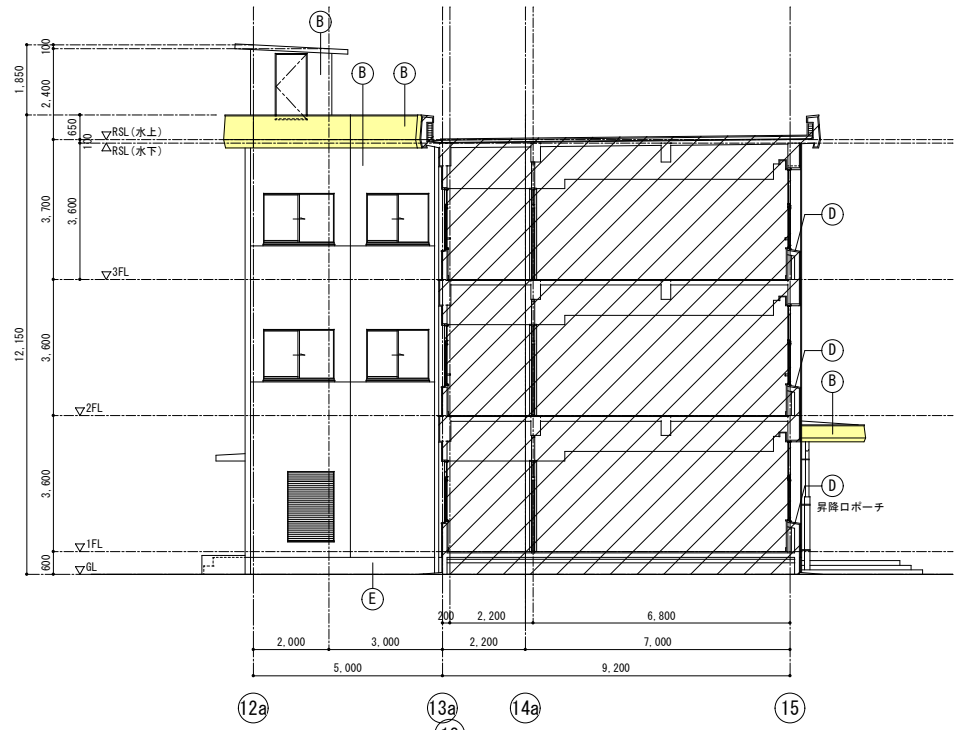
R階平面図



北側立面図 A1:S=1/100
A3:S=1/200



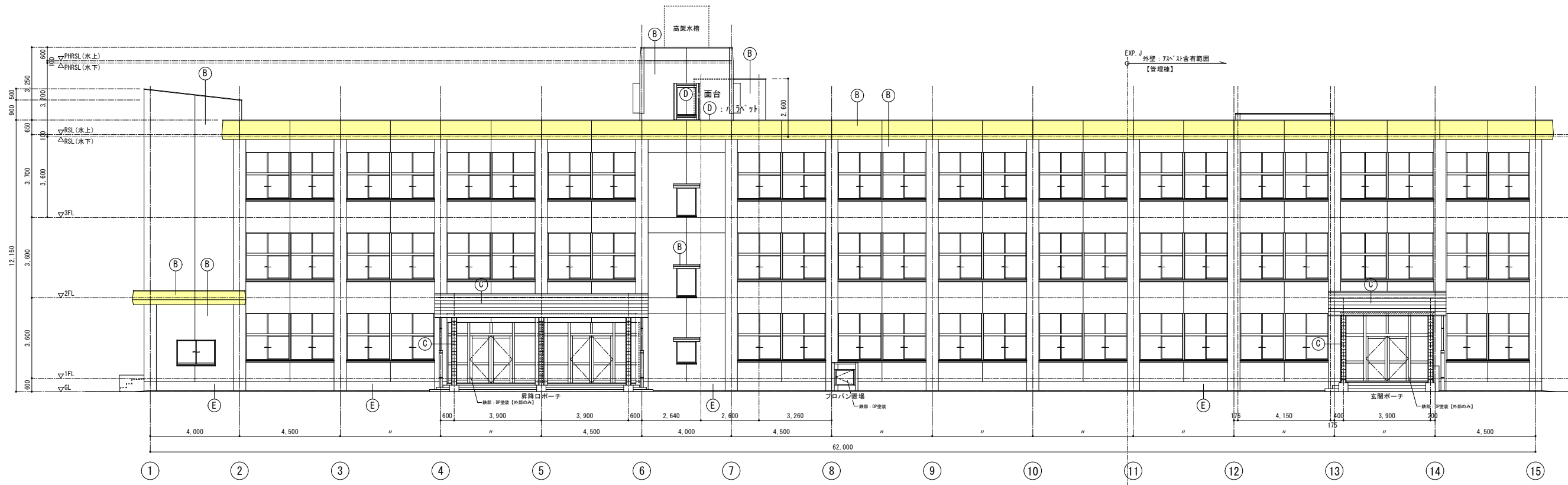
北側立面図 A1:S=1/100
A3:S=1/200



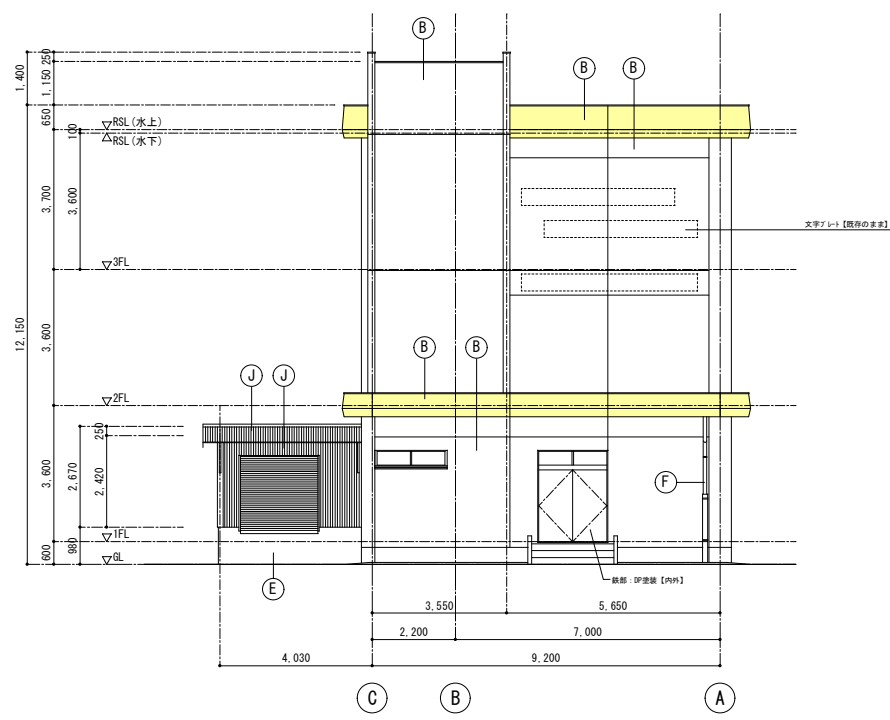
南側立面図 A1:S=1/100
A3:S=1/200

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、7クリル引吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻刷毛引の上、7クリル引吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	窯業系サイディング張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：55-VFφ100 保護管：銅管φ150 撤去
	改修後	縦樋：55-VFφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、7クリル引吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	ケイカル板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スレート張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

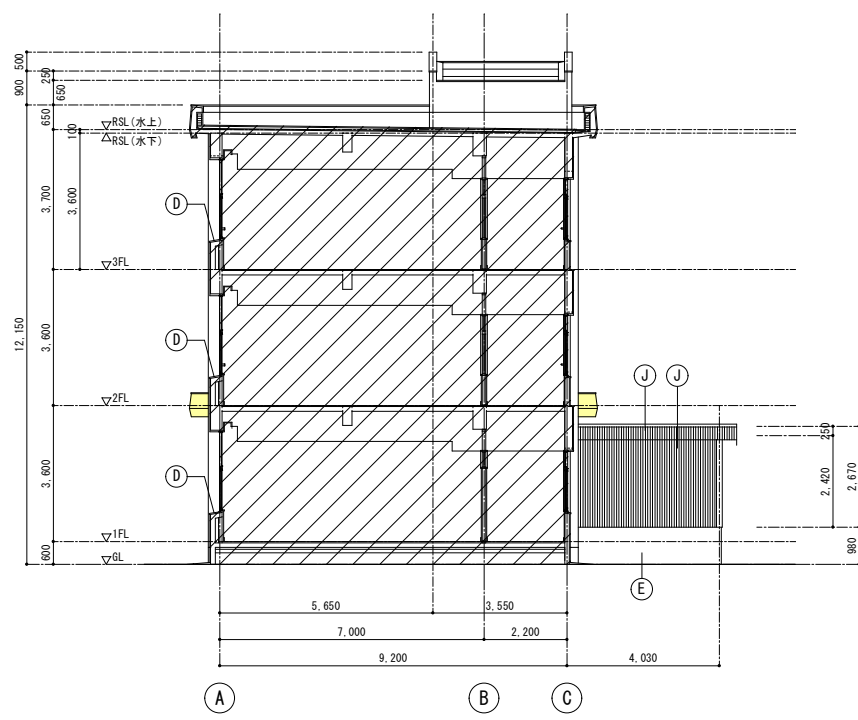
：剥落防止工法



南側立面図 A1:S=1/100
A3:S=1/200



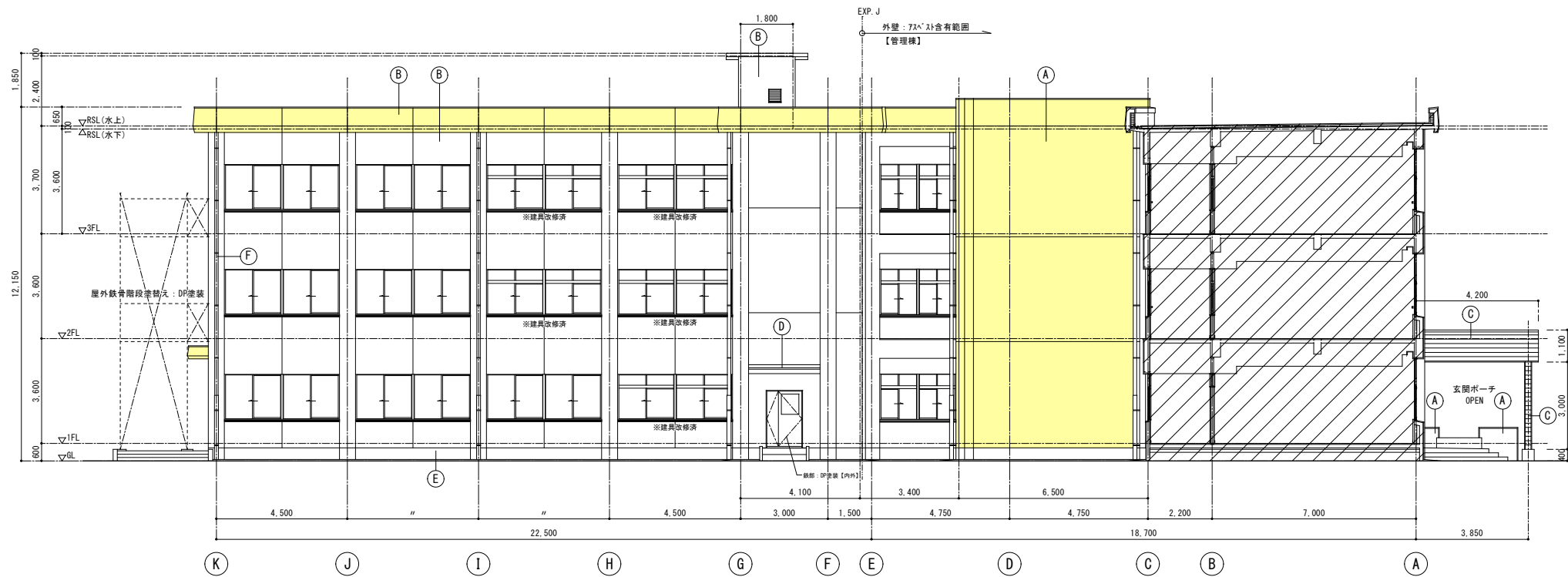
西側立面図 A1:S=1/100
A3:S=1/200



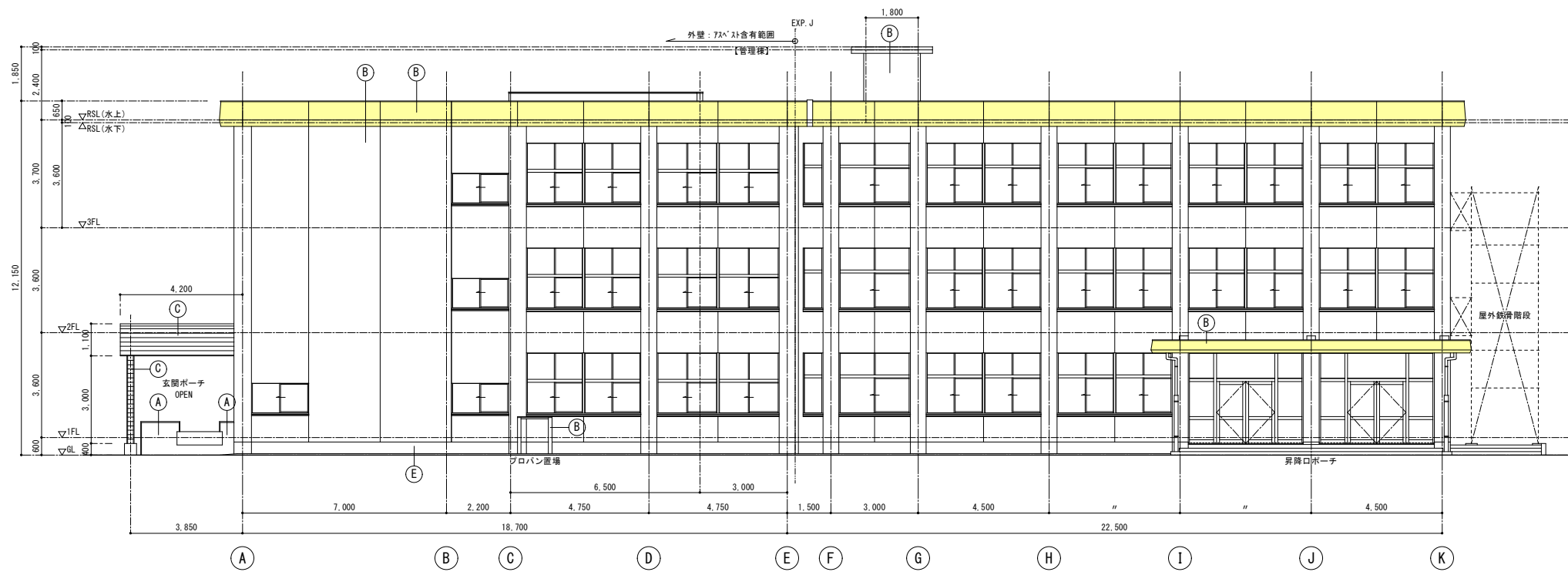
東側立面図 A1:S=1/100
A3:S=1/200

外部仕上表		
記号	仕上	
A	改修前	コンクリート打放の上、7クリルシ吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻刷毛引の上、7クリルシ吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	窯業系サイディング張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：φ100 VP 保護管：銅管φ150 撤去
	改修後	縦樋：φ100 VP 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、7クリルシ吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	ケイ酸板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スレート張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

黄色 : 剥落防止工法



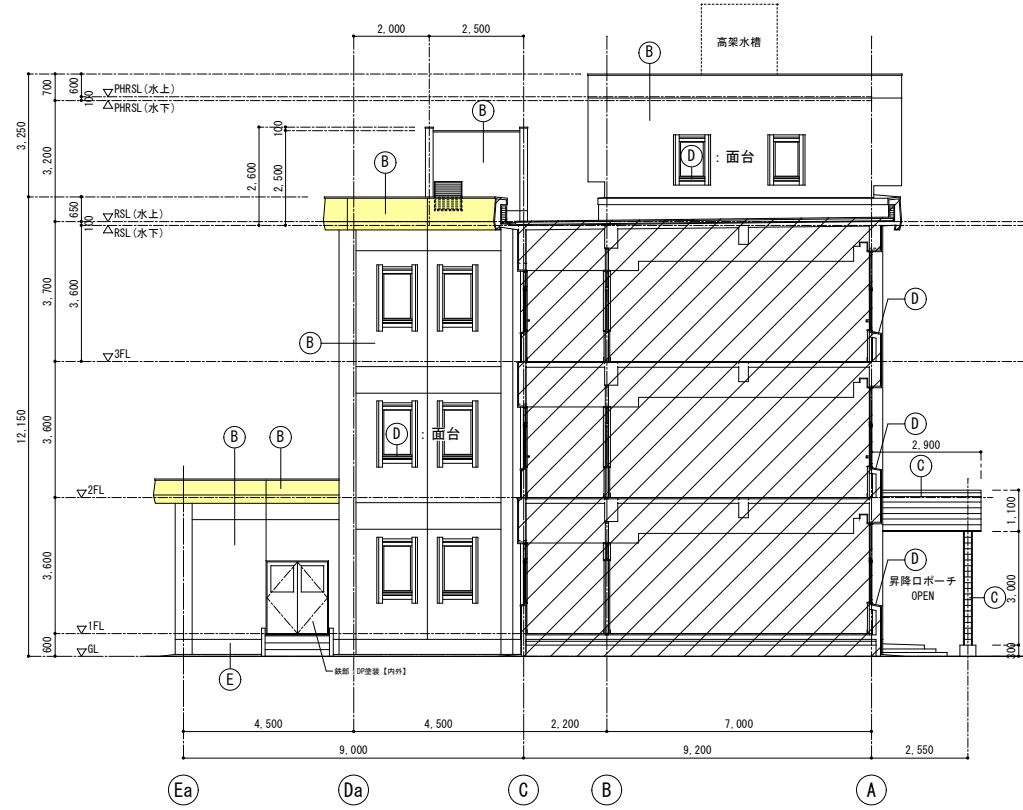
西側立面図 A1: S=1/100
A3: S=1/200



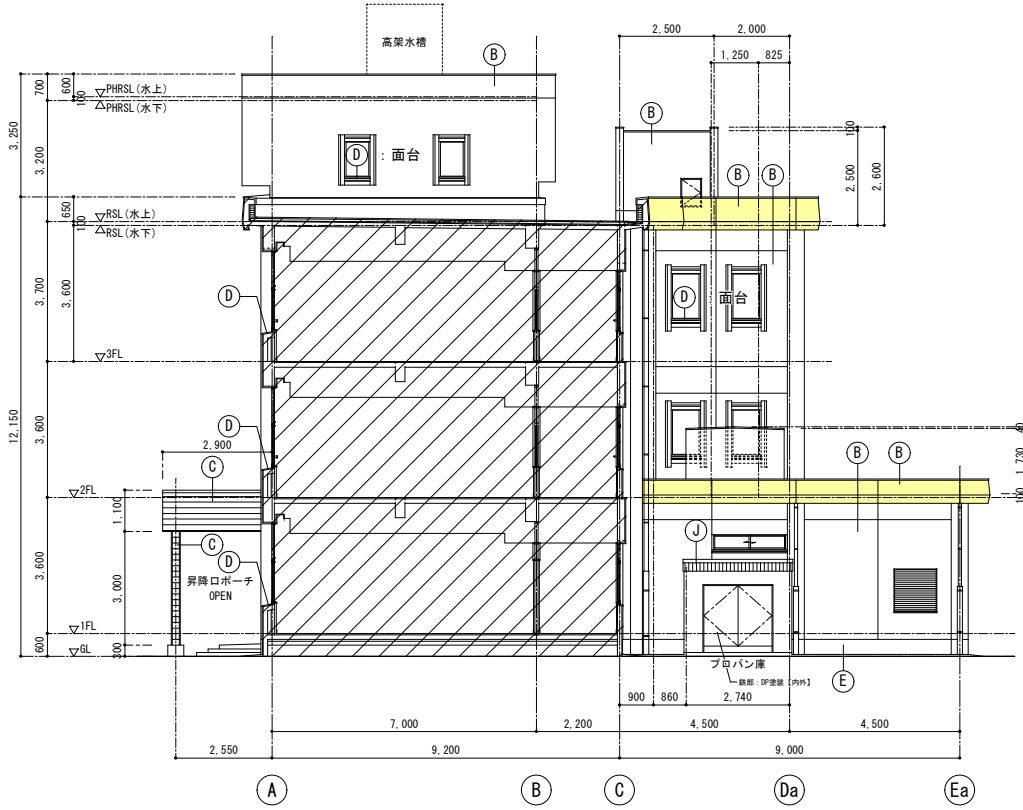
東側立面図 A1: S=1/100
A3: S=1/200

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、7カリリン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻刷毛引の上、7カリリン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	窯業系サイディング張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦縫：55-VFφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦縫：55-VFφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、7カリリン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	ケイ酸板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スリット張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

：剥落防止工法



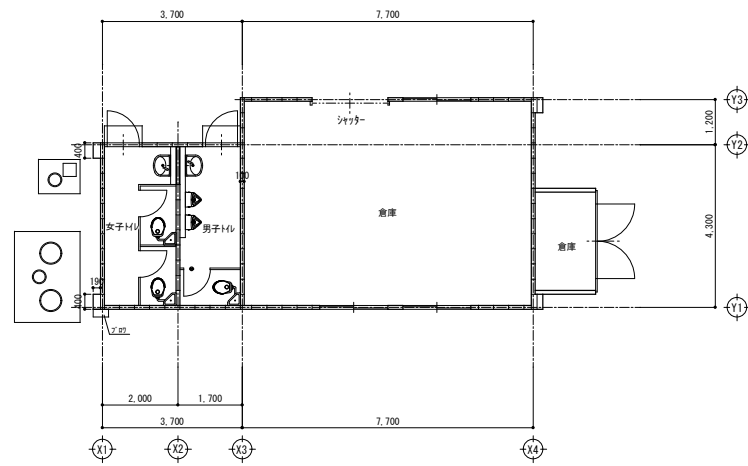
西側立面図
A1:S=1/100
A3:S=1/200



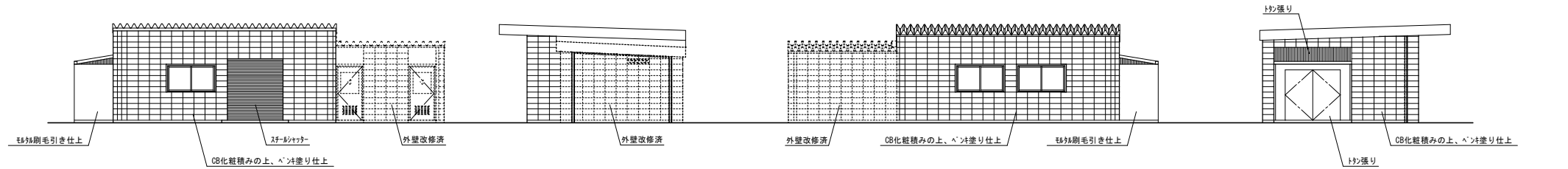
東側立面図
A1:S=1/100
A3:S=1/200

外部仕上表		
記号	仕上	
A	改修前	コンクリート打放の上、アクリルシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	モルタル刷毛引の上、アクリルシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	窯業系サイディング張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水モルタル金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	モルタル刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：カラーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦樋：カラーVPφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、アクリルシン吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	ケイ酸板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付ケイ酸吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
J	改修前	小波スレート張り
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E

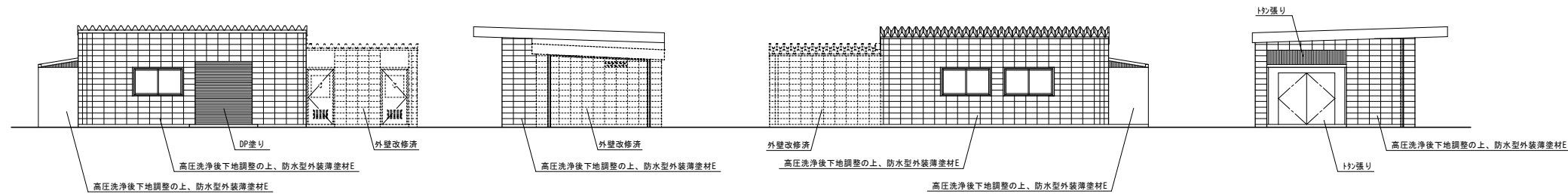
剥落防止工法



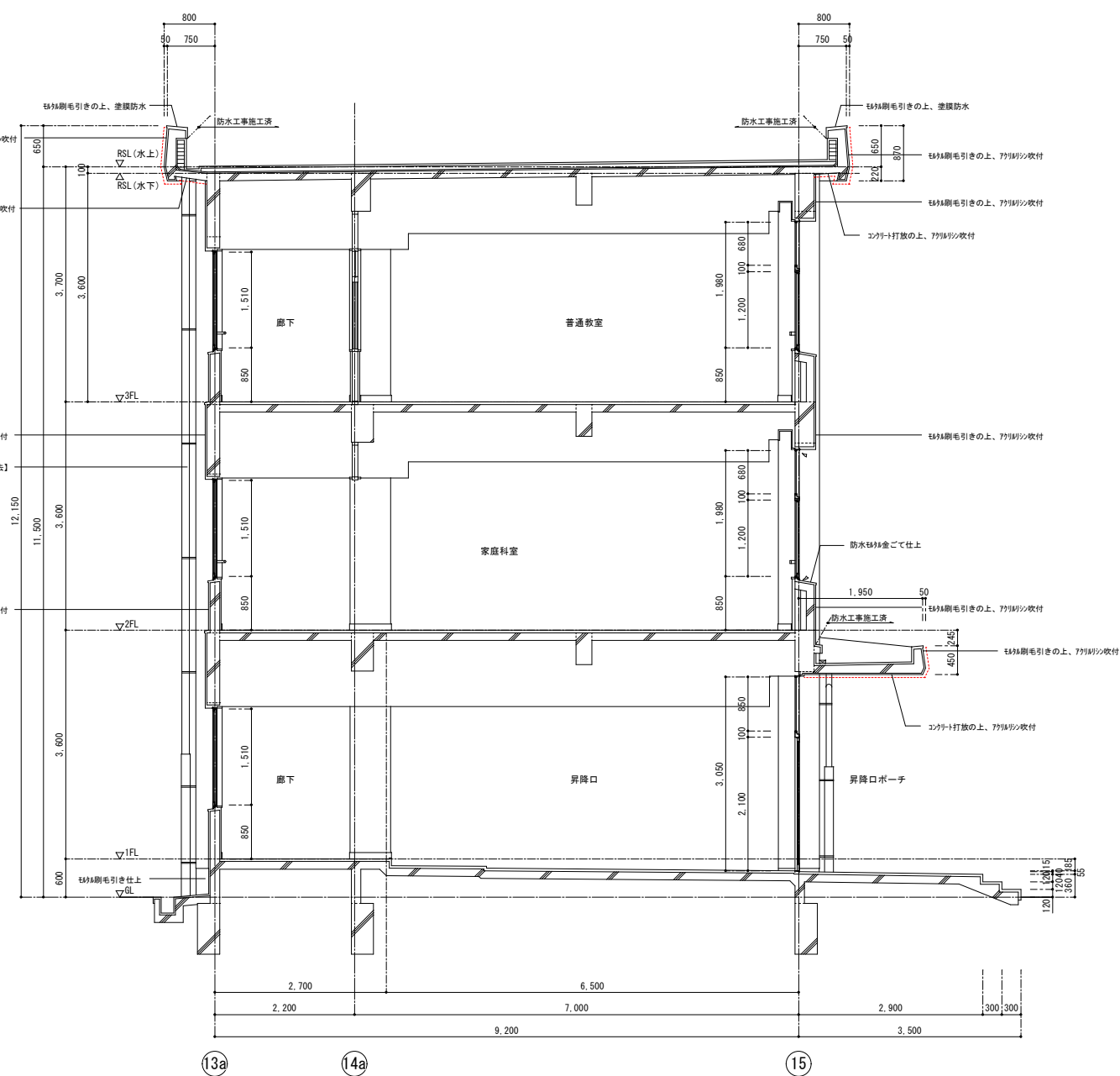
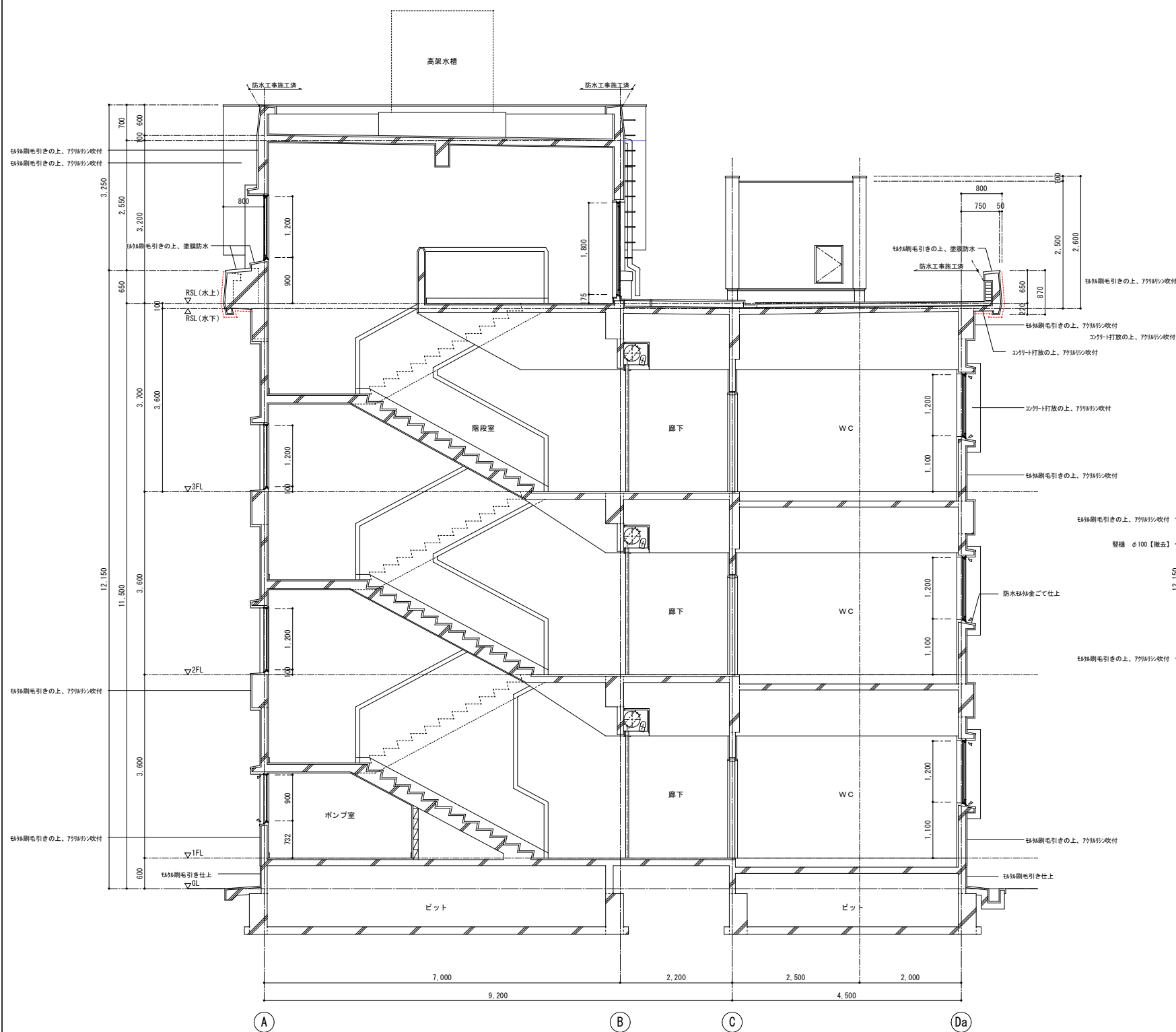
屋外トイレ平面図
A1:S=1/100
A3:S=1/200



改修前立面図
A1:S=1/100
A3:S=1/200

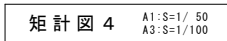
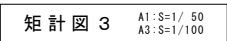


改修後立面図
A1:S=1/100
A3:S=1/200

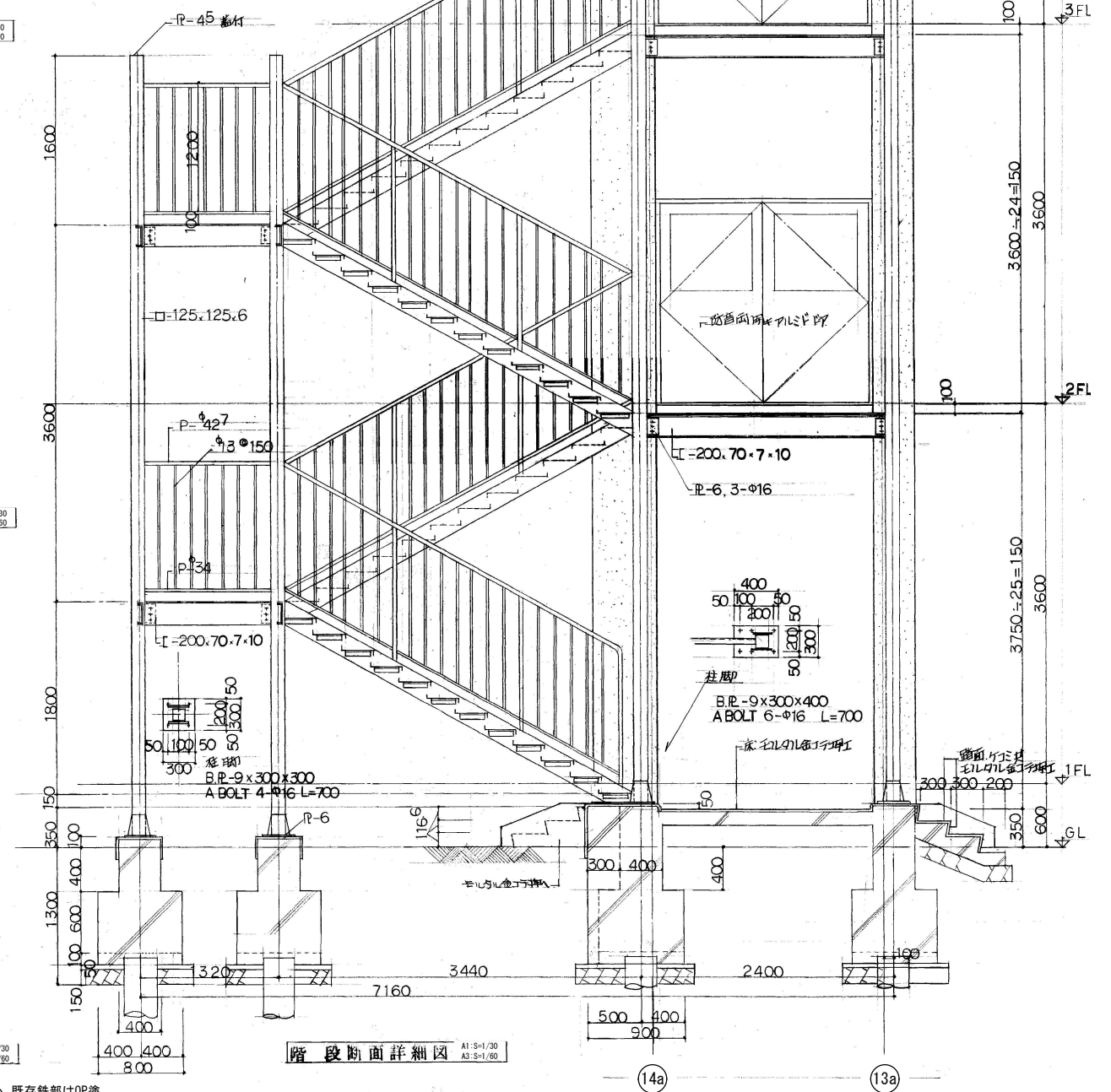
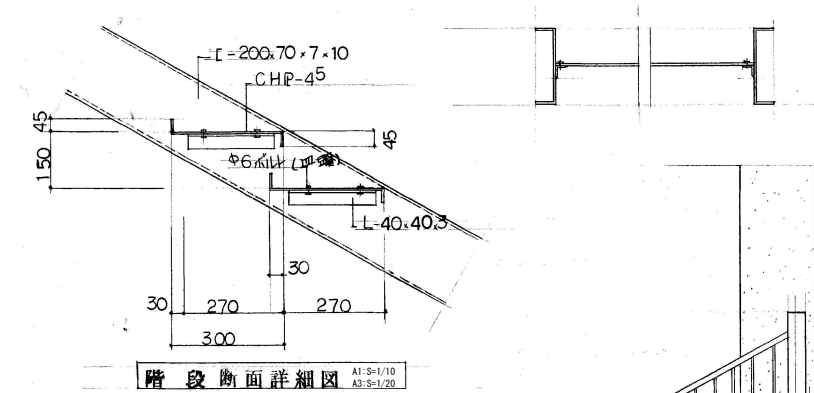
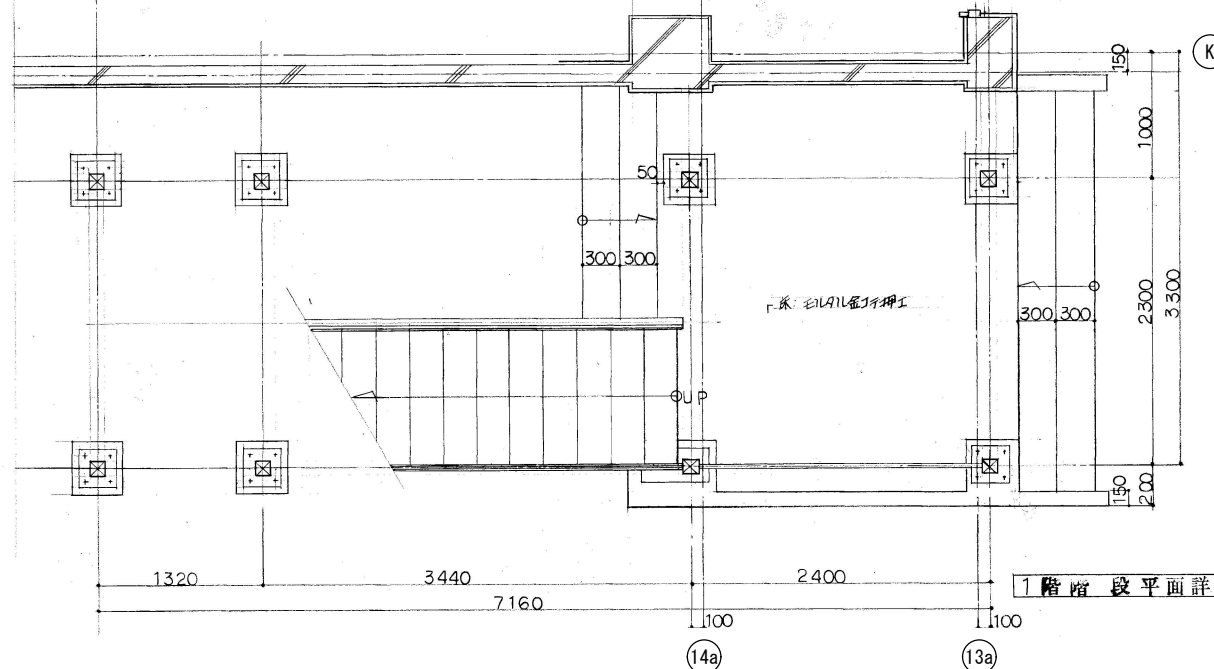
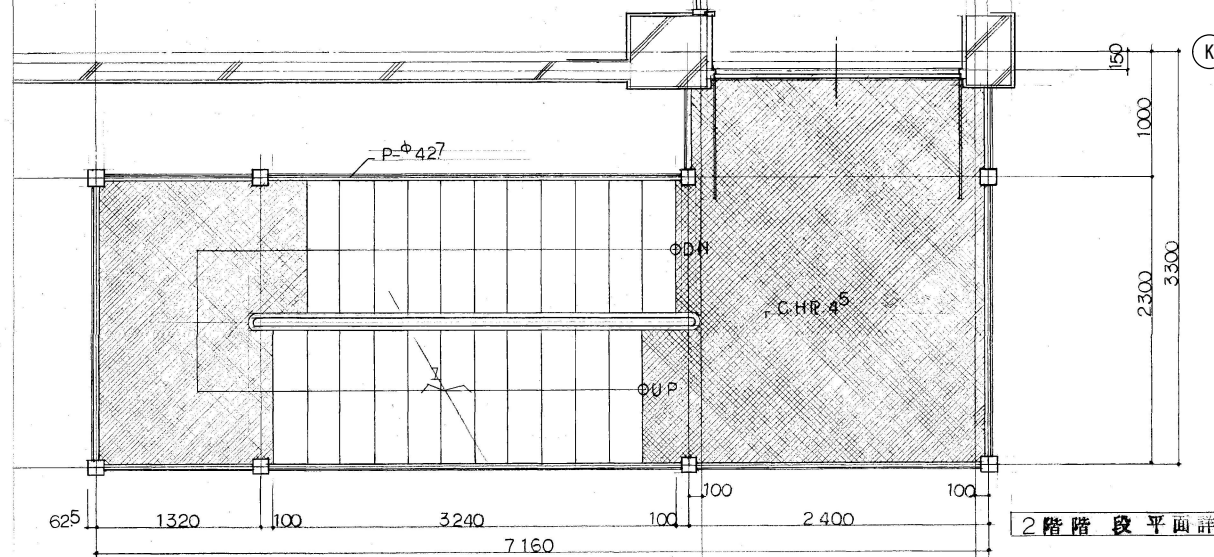
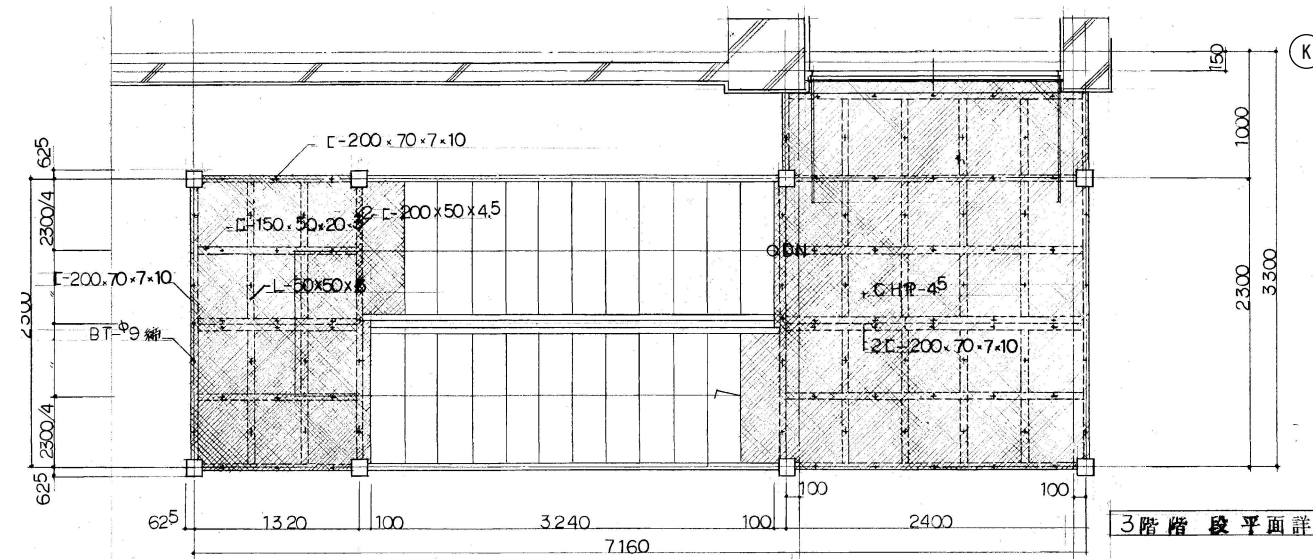


▼ 建具廻りシーリング【撤去】

[illegible]

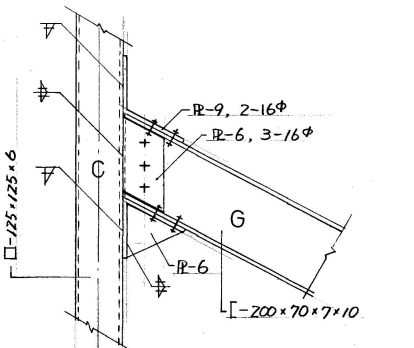
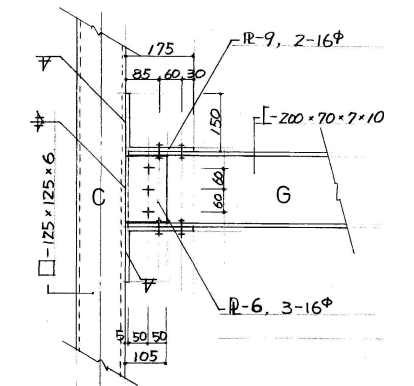
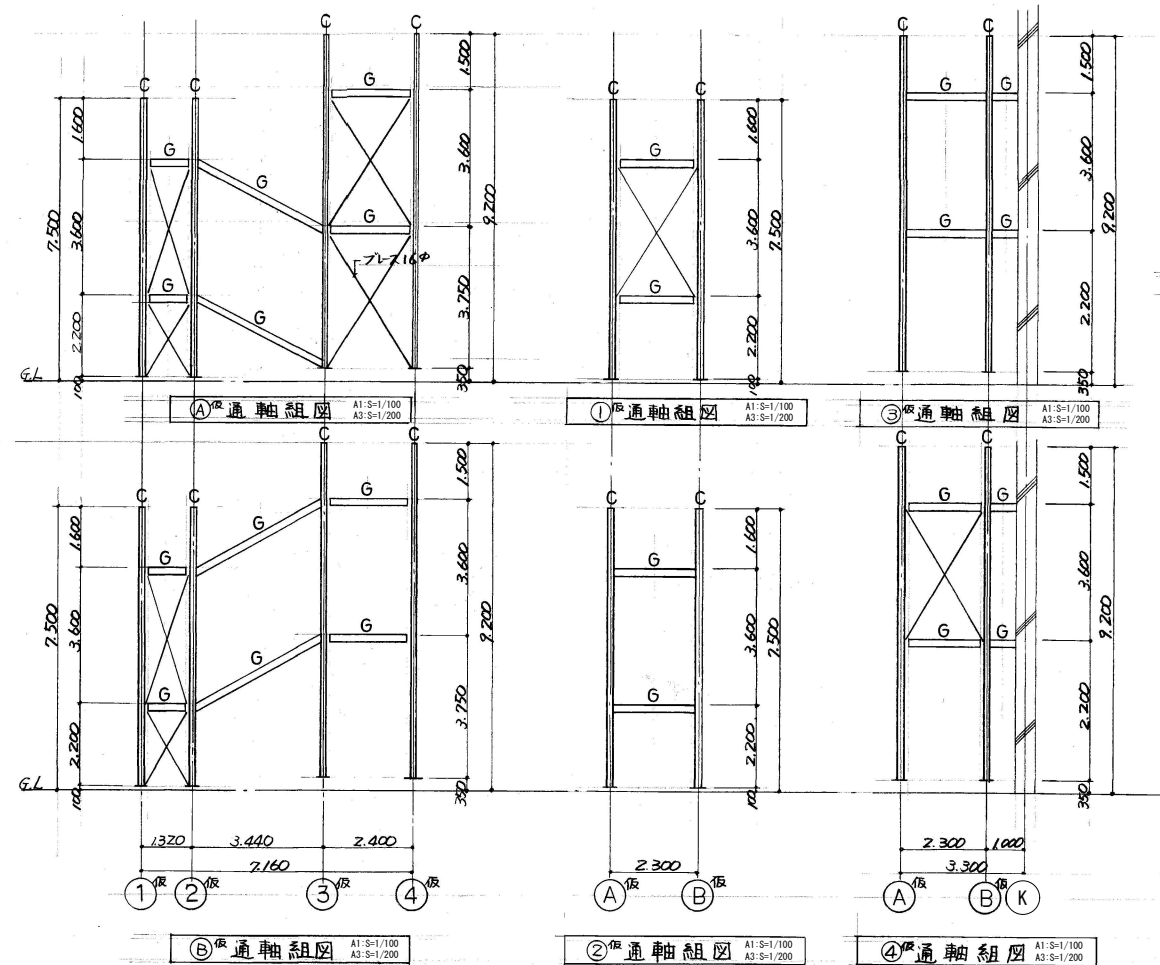
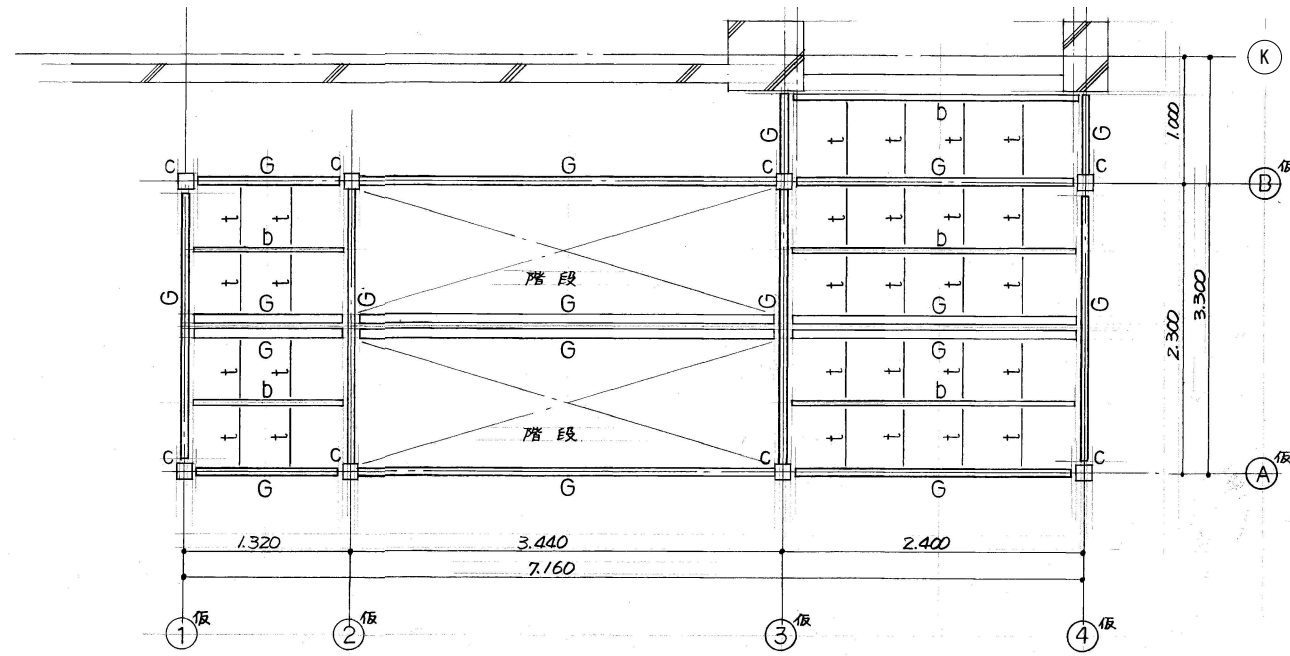
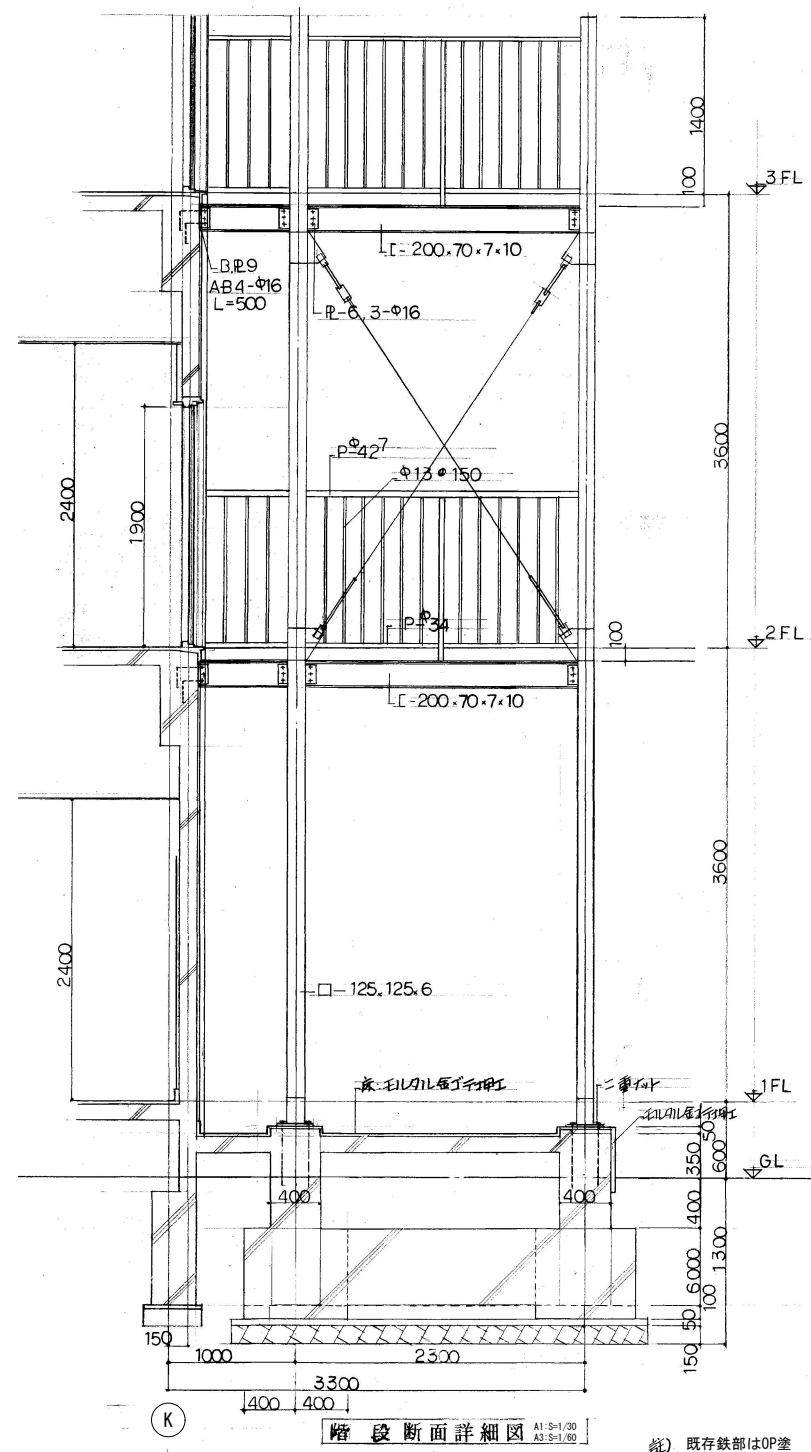


特 記				作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 今元小学校外壁改修工事 改修後矩計図	縮 尺 A1版:1/50 A3版:1/100	図面番号 A17
-----	--	--	--	-----	-----	-----	--	------------------------------------	------------------------------	-------------



註) 既存鉄部はOP塗

[illegible]



部材リスト

符号	断面
C	□-125×125×6
G	[-200×70×7×10
b	[-150×50×20×3.2
t	L-50×50×6
ブレース	16φ